

健長第1201号  
平成29年1月20日

各老人福祉施設の施設長  
各介護老人保健施設の管理者 様  
各介護サービス事業所の管理者

山形県健康福祉部健康長寿推進課長

EPA介護福祉士が訪問系サービスを提供するに当たって  
受入れ機関等が留意すべき事項について

このことについて、平成29年4月1日から、経済連携協定（EPA）に基づき介護福祉士候補者として入国し、介護福祉士の国家資格を取得した者の就労範囲に利用者の居宅サービスを提供する業務が追加されることになり、厚生労働省から別添のとおり、受入れ機関等が留意すべき事項について通知がありました。

つきましては、受入れを行う際には、別添通知の事項にご留意いただき、適切な対応をお願いします。

健康長寿推進課事業指導担当  
TEL023-630-2273